

「山口市潜在介護人材支援業務委託」に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、山口市潜在介護人材支援業務委託に係る受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

山口市潜在介護人材支援業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

市が指定する場所

(4) 業務内容

資料「山口市潜在介護人材支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

1, 500千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 候補者の選定方法

(1) 本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち、5. に掲げる参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を本市から要請する。

(2) 提案書等の提出をした事業者（以下「提案者」という。）について、評価委員会において提案書等の提出書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、内容を評価する。

(3) 評価委員会における評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。

(4) プロポーザル実施にあたり、事前の説明会は開催しない。

(5) 提案者が5者を超えた場合は、提案書によりプレゼンテーション実施者を事前選定できるものとする。なお、提案者が1者の場合においても、本プロポーザルは実施する。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (3) 令和8年度競争入札参加資格を有し、かつ、令和8年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿(以下、「参加資格者名簿」という。)に区分60「業務委託(企画・製作)」のコード06「イベント等の企画」又はコード07「イベント等の運営」又は区分99「業務委託(その他)」のコード99「その他」の営業種目で登録し、本店又は支店、若しくは支店に準ずるものを山口市内に有していること。なお、参加意向申出書の提出時点において同資格を有していない場合においても、令和8年8月17日(月)までに申請し、令和8年9月1日(火)時点で登録される者についてはこの限りではない。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和8年8月26日)から契約締結までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

6. プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
参加意向申出書(様式第1号) 1部
- (2) 提出方法
電子メール又は持参又は郵送(提出期限必着)
- (3) 提出期限
令和8年8月14日(金) 17時(必着)
※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。
※期限後の提出は受け付けない。
- (4) 提出先
〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号
山口市健康福祉部介護保険課管理担当

7. 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式第2号）
- (2) 提出方法 電子メール（受付期限内必着）
- (3) 受付期限 令和8年8月7日（金）17時（必着）
- (4) 提出先 山口市健康福祉部介護保険課（kaigo@city.yamaguchi.lg.jp）
- (5) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和8年8月10日（月）までに本市の公式ウェブサイトに掲載する。

8. 提案書等の提出

提案書の提出は、プロポーザル参加意向申出書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみ提出ができる。

(1) 提出書類

- ① 提案書提出届（様式第3号）
- ② 提案書（様式第4号） ※(2)の留意事項を参照のこと
- ③ 業務実施体制（様式第5号）
- ④ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可
- ⑤ 見積書（様式第6号）

(2) 提案内容

仕様書及び別紙「山口市潜在介護人材支援業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

- ① 具体的な内容が把握することが出来るように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
- ② 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない。
- ③ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ④ 提案書類一式を上記(1)①～⑤の順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。（①提案書届出書、⑤見積書は、1部を除いて写しで可とします。）

- (4) 提出期限 令和8年8月26日（水）17時（必着）
- (5) 提出先 上記6「プロポーザル参加意向申出書提出先参照」
- (6) 提出部数 正本1部、副本6部
- (7) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(8) その他

- ① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提出された提案書は、返却しない。
- ③ 提出された書類は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第4条に基づき公開請求があったときは、同条例第5条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。
- ④ プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。

9. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市潜在介護人材支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準（得点総計の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価項目のうち、見積価格の評価点が最上位の者を候補者とする。

(2) 評価基準

「山口市潜在介護人材支援業務委託提案書評価基準」に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行い、各評価委員の採点の合計点により、提案書の中から第一位のものを決定する。

- ① 開催日時・場所 令和8年9月4日（金）（予定）

※ 日時及び会場については、別途応募者に通知する。

- ② 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

- ③ 出席者 1提案者あたり3名程度

- ④ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ・ スクリーン、プロジェクターについては、山口市において用意する。
なお、プロジェクターに接続するパソコン等については、提案者が用意すること。

また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を

準備しない。

- ・ プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能については実機を用いた実演(デモンストレーション)を行うこと。
- ・ 山口市に大雨・洪水等の気象警報が発表された場合や、現に災害が発生し、又は発生が予測される場合には、開催を延期する場合がある。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、市ホームページで公表する。

10. 提案者の欠格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 参加意向申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が5で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11. 契約の締結

審査委員会の審査により選定した事業者と速やかに本業務の委託契約を締結するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止を行うことがある。
- (5) 受託事業者選定後、契約候補者が「業務実施体制(様式第5号)」に記載する「再委託」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
なお、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

13. 選定スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領の公表	令和8年7月29日(水)
質問受付・回答	令和8年7月29日(水)～8月7日(金)
参加意向申出書受付	令和8年7月29日(水)～8月14日(金)
参加資格確認結果、指名通知発送	令和8年8月17日(月)
応募書類受付	令和8年8月17日(月)～8月26日(水)
プレゼンテーション実施(評価委員会)	令和8年9月4日(金) ※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和8年9月上旬予定
契約締結	令和8年9月下旬予定

12. 所管課（問い合わせ先）

山口市健康福祉部介護保険課（管理担当）

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2805

FAX 番号：083-934-2669

E - mail：kaigo@city.yamaguchi.lg.jp